

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その  
日、休む、  
が、とき、  
日、翌、  
の、日、)

## 目 次

◇告 示 町等の区域の変更等 (市町村振興課)

## 告 示

### 鳥取県告示第六百四十三号の二

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更、並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法 (昭和二十九年法律第十九号) 第一百三十四条第四項後段の規定に基づく鳥取新都市土地区画整理事業第十七工区の換地処分のお知らせの日からその効力を生ずる。

平成七年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	若葉台南三丁目	若葉台南三丁目目の全域	同上の区域 (平成六年十月十九日現在の地番による。)
生山字海老谷	生山字海老谷のうち四一四の二の一部、四一八、四一九	生山字海老谷のうち四一四の二の一部、四一八、四一九	四一七 (合併以外の区域)
生山字細谷	生山字細谷のうち五三二の三の一部以外の区域	生山字細谷のうち五三二の三の一部以外の区域	四一九 (合併以外の区域)
生山字蝦谷	生山字蝦谷のうち五五九の三の一部、五五九の六、五六〇の二、五六一、五六二の二、五六二の一〇以外の区域	生山字蝦谷のうち五五九の三の一部、五五九の六、五六〇の二、五六一、五六二の二、五六二の一〇以外の区域	四一九 (合併以外の区域)
生山字治郎谷	生山字治郎谷のうち五六五の一、五六五の三の一部、五六五の五の一部、五六六の二、五六六の六の一部、五六六の七、五六六の八、五六六の九の一部、五六七の二以外の区域	生山字治郎谷のうち五六五の一、五六五の三の一部、五六五の五の一部、五六六の二、五六六の六の一部、五六六の七、五六六の八、五六六の九の一部、五六七の二以外の区域	四一九 (合併以外の区域)
廃止する字の名称	生山字本谷	生山字本谷の全域	